

# 法律実務研究

東京弁護士会法律研究部

第34号 2019年3月

- 医療問題に関する考察論考  
..... 医療過誤法部
- 取締役の報酬規制に関する一考察  
..... 会社法部
- 給与前払サービスと規制法制  
..... 金融取引法部
- 債権譲渡に関する民法改正（譲渡制限特約付債権、債権譲渡と相殺）の倒産実務への影響  
..... 倒産法部
- 知的財産権の侵害告知と不正競争防止法2条1項15号  
..... 知的財産権法部
- 裁判手続等のIT化  
..... インターネット法律研究部
- 信託と租税  
..... 信託法研究部
- L G B Tに関する裁判例と地方自治体の取組み  
..... LGBT法務研究部
- 自動運転による事故の民事責任と被害者補償  
..... A I 研究部
- 区分所有マンションにおける住宅宿泊事業の差止めの可否に関する考察  
..... マンション管理法律研究部

東京弁護士会

# 裁判手続等のIT化

## インターネット法律研究部

### \* 目 次

第一 総論	164	(三) 電子メールによる方法	170
一 はじめに	164	(四) 共通課題	170
二 本検討会設置に至るまでの経緯	165	3 ITサポート(リテラシー支援策)	170
1 これまでのIT化の状況	165	4 本人確認の方法及びセキュリティ対策	171
(一) 電話会議システムやテレビ会議システム	165	(一) 本人確認の方法	171
(二) 督促手続オンラインシステム	165	(二) 情報セキュリティの水準及び程度	171
(三) 民事訴訟一般	165	5 附属書類の提出方法	172
(四) 諸外国の状況	166	6 行政との情報連携	172
2 本検討会の設置	166	(一) 行政機関と裁判所が直接的にやり取りする方法	172
三 裁判実務に与える影響	167	(二) 当事者ないし弁護士が行政機関から書類をオンラインで取得し、裁判所にオンラインで提出する方法	173
第二 訴状提出段階	168	7 濫用的な訴えの防止	173
一 はじめに	168	四 訴え提起時の手数料等の納付	174
二 e提出(e-Filing)の意義・効果	168	1 手数料等の納付	174
三 訴状の裁判所への提出	169	2 郵便切手(郵券)の納付	174
1 オンライン提出への一本化	169	五 訴状の受理及び審査	174
2 オンラインでのアクセス方法	169	1 訴状受理の確認方法	174
(一) 裁判所の専用システム(サーバー)にアップロードする方法	169	2 訴状審査及び補正	175
(二) ウェブサイト上のフォームに入力する方法	170	六 訴状・判決書の送達	177

1	訴訟記録の電子化に即した送達の在り方	177	3	「ウェブ会議」・「テレビ会議」の方法・機器	191
2	送達の実施及び証明等の方策	177	4	IT化のメリットと問題点	191
3	送達手段	178	三	争点整理手続	192
4	支障又は困難がある場合の対応	179	1	「ウェブ会議」と争点整理期日	193
七	第1回口頭弁論期日の指定	179	2	争点整理手続上の書証の取調べ	194
1	第1回期日を実質化するための方策	179	3	争点整理方法	194
(一)	第1回期日指定前にあらかじめ連絡を取り、被告と協議のうえで期日を指定する方法(包括的事前同意制度など)	180	4	争点整理手続上の「和解」協議	196
(二)	被告の応訴態度が明らかでないあるいは応訴が形式的なものになることが明らかかな状況において、第1回期日からテレビ会議を利用する方法	180	四	証拠調べ期日	196
2	期日指定の方法	181	五	おわりに	197
八	答弁書・準備書面等の提出	182	第四	事件管理・判決	199
1	答弁書等のオンライン提出の方法	182	一	事件管理	199
2	オンラインでの直送及び受領証明等	182	二	判決	202
九	おわりに	183	第五	その他のトピック	209
第三	口頭弁論期日・争点整理手続	188	一	はじめに	209
一	はじめに	188	二	裁判手続へのAIの導入	209
二	口頭弁論期日	189	1	AIとは	209
1	第1回口頭弁論期日	189	2	AI技術	209
2	「ウェブ会議」・「テレビ会議」の場所	190	3	法律事務におけるAI技術の活用	210
			4	AIによる法的判断	211
			5	民事裁判手続におけるAIの導入	213
			(一)	総論	213
			(二)	弁護士業務とAI	213
			(三)	民事訴訟手続とAI	214
			三	執行・倒産分野のIT化	214
			1	「取りまとめ」における検討状況	214
			2	執行分野のIT化	215
			3	倒産分野のIT化	216
			四	刑事手続のIT化	217
			1	総論	217

2	現状	217	六	裁判手続のIT化時代における 弁護士業務の在り方	221
3	刑事手続のIT化の今後	218	1	デジタルデバイド	221
五	裁判のIT化と司法アクセス	219	2	非弁問題	221
1	司法アクセスの向上	219	3	地域格差の解消	222
2	消費生活相談員協会の意見	219			
3	裁判手続のIT化による司法 アクセスの課題	220			

## 第二 訴状提出段階

### 一 はじめに

裁判手続等のIT化は、① e 提出 (e-Filing)、② e 法廷 (e-Court)、③ e 事件管理 (e-Case Management) という「3つのe」の実現を目指すという観点から、内閣官房、法務省、最高裁判所が中心となって検討・準備が進められている。本稿では、内閣官房の主催で設置された「裁判手続等のIT化検討会」の検討経過を踏まえ、e 提出 (e-Filing) について、その意義、利点並びに実現に向けた課題ないし問題点等の観点から検討することとしたい。

### 二 e 提出 (e-Filing) の意義・効果

紙媒体の裁判書類を裁判所に持参又は郵送等する現行の取扱いには、①紙の問題（事件記録が大量になる、印刷や送付に時間及び費用を要する、保管に場所及び費用を要する、事件記録の唯一性<sup>(注1)</sup>など）のほか、②記載の漏れ（法人の代表者名等）や記載の誤り（訴額の算定等）による遅延、③添付書類（資格証明書、戸籍謄本及び全部事項証明書等）の取得に時間及び費用を要する、④送達に時間及び費用を要する、⑤被告の欠席により時間及び労力が無駄になる（第1回口頭弁論期日の形式化）、⑥主張が複雑で証拠が多数ある場合に争点整理が困難になる（争点整理の困難化）など、多くの問題点が指摘されている。

こうした問題点を踏まえ、利用者目線で見れば、e 提出 (e-Filing) を実現し、24時間365日利用可能な電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していく（訴訟記録については紙媒体を併存させない<sup>(注2)</sup><sup>(注3)</sup>

(注4) ことが望ましいといえる。

e提出(e-Filing)においては、①書面及び証拠をオンライン提出することにより、印刷や運搬等に伴う時間及び費用が不要となる、②デジタル形式であれば、情報をデータとして個別に提出することが可能となるため、主張が争点毎に個別化されて議論が噛み合いやすくなる、主張が簡潔になり争点整理が容易になるなどの効果が期待される。

### 三 訴状の裁判所への提出

#### 1 オンライン提出への一本化

利用者目線に立ち、e提出による民事訴訟手続の全面IT化を目指す観点からは、紙媒体の訴状を裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、オンラインでの訴え提起(紙媒体で作成された訴状の電子化を含む)に移行し、一本化する(注5)ことが相当といえる。

なお、2004年の民事訴訟法の一部改正により、「電子情報処理組織による申立て等」(同法132条の10)について規定されたが、電子情報による申立て等と書面等による申立て等の併存など、一定のIT化を導入しながらも基本的には紙を必要とする制度であるため、実際にはあまり利用されていない。

#### 2 オンラインでのアクセス方法

オンラインでの訴え提起において、次のような裁判所に対するアクセス方法が考えられる。

(一) 裁判所の専用システム(サーバー)にアップロードする方法

(1) 全ての民事訴訟を対象とした従来型書面のアップ方式

紙媒体の書面を電子化したものを提出することも可能とする。

(2) 非典型的訴訟のタグ付書類のアップ方式

この方式には、特許庁に対する特許申請<sup>(注6)</sup>のように、データとしてわかりやすく情報の分解及び識別を可能にすることで、情報システムの効率化を図ることができるという利点がある一方、請求の趣旨や請求の原因等の内容の定型化が困難である、利用者の習熟を要するなどの問題点がある。

#### (二) ウェブサイト上のフォームに入力する方法

離婚・相続等の家事事件や建築等の類型訴訟のフォーム方式が想定されている。この方法には、当事者や訴額等の共通部分は定型化に馴染む、業務の効率化及び裁判手続・進行の円滑化に繋がる、必要事項の記載を確実にできるなどの利点がある一方、システムの作り込みが必要となる、フォームの項目を必ず入力しないと手続を前に進められないとすれば、当事者の裁判を受ける権利を侵害する虞がある、法的判断とも関わる部分について、フォームで定型的に記載できるのかなどの問題点がある。

#### (三) 電子メールによる方法

誤送信やなりすまし等のリスクがある、到達確認が困難である、送信可能な添付ファイルの容量に限界があるなどの問題点があるため、電子メールによる方法は慎重に考えるべきである。

#### (四) 共通課題

以上の各方法について、デジタル化・ネットワーク化に伴い、24時間365日提出が可能となる利点がある一方、情報漏洩・情報改ざんのリスク、ネットワーク障害による不着の場合に生じる期間徒過、時効等の問題点がある。

### 3 ITサポート(リテラシー支援策)

裁判事務又は裁判所の効率化・合理化の観点から、支援センターの

設置など民間の活用が検討されている。この点、米国において e 提出 (e-Filing) の技術的支援を行う「Legal e-File<sup>(注7)</sup>」が参考になる。

IT サポートについて、民間業者の選別方法、サポートの種類、一定の料金や質の確保、人的・物的資源の投入可能な範囲、アクセスの容易性・可能性、IT サポートと法的サポートの区別（民間業者がいわゆる非弁行為の温床となるリスク、積極的釈明義務違反となるような法的サポートの回避）など、導入に向けた課題やその弊害ないし問題点が指摘されている。

#### 4 本人確認の方法及びセキュリティ対策

##### (一) 本人確認の方法

裁判手続が IT 化された場合にも、現行通り、ウェブ会議やテレビ会議をする際、身分確認証を求めずに呼出状を持参して出頭した者が本人として扱われる<sup>(注8)</sup>。

##### (二) 情報セキュリティの水準及び程度

政府・行政においても電子署名認証ガイドラインの見直しや無駄な押印を廃止する方向にある<sup>(注9)</sup>。もっとも、民事裁判において、防衛や金融サービスの分野で用いられるシステムのように、高度の機密や経済的利益の獲得を直接の目的としたサイバー攻撃等のリスクが常時存在し、一時のシステム停止も許されないことを前提とした厳格なセキュリティ（レベル5）の確保までは求められていない。

したがって、セキュリティの水準及び程度について、必要かつ相当な程度の認証や署名等を考える必要があるとして、例えば、請求の認諾や訴訟上の和解等の処分行為についてはセキュリティを厳重にし、日常的な訴訟行為についてはそれをやや緩和する、ID・パスワード等の認証手段を許容したうえで、訴え提起時に原告に発行し、訴状

送達時に被告に付与することなどが検討されている。

この点、シンガポールでは、eLit(Electronic Litigation System)<sup>(注10)</sup>にログインする際、SingPass ID(個人識別番号)又はCorpPass ID(法人識別番号)に加え、SMSで受信する認証用の数字を入力する必要がある、二重のセキュリティ対策が採られていることが参考になる。

## 5 附属書類の提出方法

証拠書類や委任状等をオンライン提出する場合も、原本を電子化したものを提出することで足りる。

この場合に作成名義の真正性や原本性をどのように確保するか、電子署名の付された電子文書が書証等となる場合(契約書や委任状が電子文書の場合など)の対応が問題となる。この点について、単なる手続的なものであって進行に関する事務連絡的なものと裁判の帰趨を決する証拠としての性質を強く有するものを分け、特に証拠は通常の事務的な書類の電子化とは異なる方法(例えば、メタ情報を保全した形で電子化する、タイムスタンプを導入するなど、デジタル・フォレンジック技術を活用する)が求められるという見解がある。

## 6 行政との情報連携

附属書類(全部事項証明書、戸籍謄本、住民票の写し等の公的書類)を提出する場合の行政との情報連携について、次の方法が検討されている。

### (一) 行政機関と裁判所が直接電子的にやり取りする方法

現行上、当事者が法人の場合には資格証明書の提出が必要とされているところ、必要な情報を裁判所に申告することにより、裁判所が行政と連携して謄本等の電子情報を確認又は取得する(例えば、訴

状に記載された法人番号に基づき裁判所のシステムから法務省の登記情報システムにアクセスし、登記情報を自動転記することにより、裁判所のシステムに取り込むとともに、登記上の法人との同一性をオンラインで確認する。)。この方法により、労力及び費用を節減できる、取り直しによる無駄を回避できる、最新情報の取得確認が可能となるという利点がある一方、民事訴訟の基本原則である当事者主義・弁論主義との関係、労力及び費用を誰が負担するのか、デジタルネットワークの構築が必要となり、他の行政機関との協議が必要になる、マイナンバーの活用など、民事訴訟制度の基本原則に関わる問題点や行政機関との連携に伴う課題が指摘されている。

(二) 当事者ないし弁護士が行政機関から書類をオンラインで取得し、裁判所にオンラインで提出する方法

弁護士会照会に慎重な自治体もあり、弁護士に対する個人情報の提供が問題ないし課題となりうる。

## 7 濫用的な訴えの防止

オンラインでの訴え提起を認めることによる濫訴の増加が懸念されている<sup>(注11)</sup>。現行法上は訴状却下命令や提訴手数料の負担により濫訴の防止が図られていると考えられるが、IT化によりフォームに要件を入力しないと手続を前に進められないあるいは入力を促すことにより、主張自体失当となるような訴訟の提起をある程度は防止できると考えられる。

この点、米国における濫用的な訴えがされた場合の仕組み<sup>(注12)</sup>が参考になる。

## 四 訴え提起時の手数料等の納付

### 1 手数料等の納付

利用者目線で見れば、オンラインでの訴え提起を前提にする以上、提訴手数料等の納付についても、行政機関や民間の取引で一般的になっているインターネットバンキングやクレジットカード等を用いたオンライン納付（電子決済）を実現することが望ましい。もっとも、クレジットカードを持ってない人や銀行口座を開設できない人はどうするのか、特に認められない類型（破産等）があるのではないかなど、経済的信用に関わる課題も指摘されている。

### 2 郵便切手(郵券)の納付

利用者目線では、裁判書類等を相手方に郵送するための郵便切手（郵券）を裁判所に予納する現行の取扱いは、見直しが望まれる。そもそも支払手段が郵便切手である必要はなく、手数料の一部を構成するものとして一本化できれば簡明である。その際の金額を定額あるいは使用分相当額のいずれにするかという問題点に加え、訴状の送達の場合でIT化が実現したとしても、一定程度は郵便による送達の必要性が残るのではないかというIT化の限界も指摘されている。

この点、米国では、裁判所とは別の共通のオンラインシステムの中で手数料等が電子決済されており、支払未了の場合には警告のメールが代理人宛に届くことになっていることが参考になる。

## 五 訴状の受理及び審査

### 1 訴状受理の確認方法

オンライン提出された訴状について、裁判所に受理されたことを容易か

つ確実に確認等できる仕組みとして、①原告が確認できるシステム<sup>(注13)</sup>を導入する、②パソコン又は携帯電話の電子メールアドレスがある場合は電子メールを送る、③携帯電話がある場合はSMS等を送る、④オンラインの通信端末がない場合は従来通り書面を送ることが検討されている。

これに対し、上記①について、裁判所のシステムに何らかの書類がアップロードされたあるいは入力された時にそれを確実に知る契機を当事者に与えるためには、利用者が能動的に行動しなくても進捗状況がわかるよう、一般市民が日常的に目にする方法が必要である、同②について、スパムメールと認識されて「迷惑メール」又は「ゴミ箱」に移動していることがあるなど、電子メールを送信したとしても現実には届いたとは認められないことがある、同④について、司法協会等でデジタル化する場合にはその費用を誰が負担するのか、特に貧困等の理由がある場合に国から補助を受けられるのか、いずれについても、本人訴訟でITサポートを受けた人が自分で確認したい場合はどうするのか、事件の途中で代理人が交代した場合にどのように権限を適切に設定するのかなど、容易かつ確実に受理等させるための問題点ないし課題も指摘されている。

この点、米国では、申立て・書面の提出システムと事件記録の管理システム<sup>(注14)</sup>が分かれており、申立ての翌日以降に担当裁判官が決まると、代理人等に電子メールで、シンガポールでは、前記eLitのシステム内で、それぞれ受理通知が届くことになっている。

## 2 訴状審査及び補正

(一) オンライン提出された訴状の形式審査を迅速かつ効率的に行うための方策として、訴状の必要的記載事項や手数料の納付等の確認について、ITツールを活用することが検討されている。すなわち、当事者・法定代理人、請求の趣旨、手数料納付、民事訴訟規則上要求

される住所・連絡先等は機械的な審査で足りる。さらにIT化が進み、AIが導入されることになれば、請求の特定や請求原因における要件事実の存否など、現在裁判官や書記官が行っている訴状の内容審査についても、ある程度機械的に判断していくことが可能になるかもしれない。もっとも、ITやAIも万能ではないので、人間とITがそれぞれ得意・強みとするところを組み合わせ、最適な方法を追求していくことが必要となろう。

(二) 訴状等に不備があり補正を要する場合において、裁判所と原告との間のやり取りをオンラインで迅速かつ効率的に行うための方策として、①ポータルサイトのような保護された形でやり取りする、②具体的な内容については裁判所のサイトからアップロード又はダウンロードするような方法を用い、それらの通知を一般の電子メール又はSMS等で行う、③画面上に表示される前に補正を促すなど、入力時に自動的に補正されているようなシステムが検討されている。

これに対し、こうした釈明、補正命令、決定等のやり取りは、e提出あるいはe事件管理のいずれなのかが明確ではない。①について、現実にはポータルサイトが普及していない状況でどうするのか、②について、裁判所と当事者とのやり取りを電子メールで行う場合にはセキュリティの問題があり、電話により補正を促す必要性が残る、③について、画面上に表示された後に補正を促す場合には積極的釈明との関係が微妙かつ曖昧であるなど、セキュリティに関わる問題点や民事訴訟制度に関わる課題も指摘されている。

## 六 訴状・判決書の送達

### 1 訴訟記録の電子化に即した送達の在り方

電子化に即した送達の在り方を検討する前提として、紙による送達が原則であり、電子送達は例外とされる。すなわち、現実問題として、電子的なアドレスに送る場合、当該アドレスを管理している者がメールを閲覧することが保証されていないから<sup>(注15)</sup>、確実な到達を確保するため、現時点では物理的なアクセス手段が原則となり、例外として電子的なアドレスに送れば現実に届いたとみなしてよい場合のみが電子送達の対象になるとせざるを得ない。全ての送達を電子的に行うためには、被告になりうる者が電子的な送達を確実に受け取れる状態になっていること（被告になる可能性がある者が電子的な受取窓口を有し、それをシステムに登録する）が必要となる。

この点、従来より電子私書箱という名称で検討が進められてきたものの、これを使うインセンティブが国民にないため実現していないのが現状である。日本郵便のMyPost<sup>(注16)</sup>等のインフラの利用が拡大すれば究極的な姿に近づくとと思われるが、その過程において上記システムの構築をどのように進めるのか（大学のポータルサイト参照）、MyPost等を利用する場合、当該メッセージやドキュメントを確実に見たという読み出し証明をすることが技術的に可能なのか（ドイツのDe-Mail参照）、その証明をするのは誰か（日本郵便等）など、確実な到達を確保するための問題点ないし課題が指摘されている。

### 2 送達の実施及び証明等の方策

電子送達による場合、①専用システムにアップロードする、②電子メールアドレスに送信するなどの方法が考えられる。

他方、書面送達による場合、①訴状及び書証の一式を被告に送付する、②訴訟が提起されたことや被告がとるべき行動を記載した通知<sup>(注17)</sup>を被告に送付する、③被告の最寄りの郵便局で印刷して送付する(韓国のウェブレター参照)などが考えられる。

これに対し、電子送達による場合の送達を受領は電子メールの開封・確認も必要になる、書面送達による場合の送達報告書は、送達機関の携帯端末から電子的に行い、受送達者の署名及び写真等により証明することも考えられる、いずれの方法においても、訴訟法上の「送達」とされる時点(遅延損害金の起算点、上訴期間の起算点など)を明確にする必要があるなど、送達を確実にするための技術上及び訴訟法上の課題が指摘されている。

この点、韓国では、事前包括同意をすれば電子送達が可能となり、当事者がファイルを閲覧した時点で送達が完了したものとして扱われる一方、閲覧しない場合には送達した時から1週間の経過により送達が完了したものとして扱われる<sup>(注18)</sup>。また、シンガポールや米国では、代理人が選任されていない場合には書面送達が行われることが多いが、代理人が選任されている場合には最初から電子送達が行われている。

### 3 送達手段

電子送達の一部義務付け、事前包括申出制度<sup>(注19)</sup>等の電子送達を推進する制度(例えば、官公署への電子送達の義務付けや企業等による事前包括申出制度)が問題とされている。

官公署等が被告の場合は電子送達を受容を義務付けることが検討されているところ、事前包括でよいというのは特定の公共企業体などに限定され、企業等に対しては何らかのインセンティブを与えることにより促すことが必要になると考えられる。コンプライアンス、レピュテー

ジョンリスク、コーポレートガバナンス、さらにはESG（環境・社会・企業統治）という社会的な観点から、民間企業のインセンティブの組み方や適切な対応方法は時代によって変わり得る。したがって、官公署については国の制度の一環としてその中に組み込みやすいのに対し、企業等の私的な実体について義務付け等の制度に組み込むことは、立法論としてはあり得るが、現実的には困難であると考えられる。

#### 4 支障又は困難がある場合の対応

被告が所在不明もしくは外国にいる場合又は必要な資力がない場合など、ITツールを利用することに支障又は困難がある場合の対応が問題となる。

被告が所在不明の場合は現行の公示送達がなされる。また、被告が外国にいる場合の送達方法は送達条約<sup>(注20)</sup>、民訴条約<sup>(注21)</sup>その他二国間条約などの条約の定めによることになり、いずれかの段階で紙による送達が必要となろう。

これに対し、特定の国ではGメール等の特定の電子メールを受信できない、特定のサイトへアクセスできない又はブロックされているなどの技術的な障壁が生じており、インターネット上に国境が生まれつつあるのが実情であるから、被告が外国にいる場合には電子的なサポートないし技術的な検討を要する、個人間であっても相手の所在やアドレスが不明な場合があるなど、技術的障害に伴う不着に関わる問題が指摘されている。

### 七 第1回口頭弁論期日の指定

#### 1 第1回期日を実質化するための方策

第1回期日が形式的で特段内容がない答弁書を確認するだけになり、

実質的に空転に近いことがあるという現状を踏まえ、第1回期日を実質化するため、当事者の攻撃防御権の保障と負担軽減及び業務の効率化との調整を図る観点から、以下の方策が検討されている。

(一) 第1回期日指定前にあらかじめ連絡を取り、被告と協議のうえで期日を指定する方法(包括的事前同意制度など)。

もっとも、被告が同意しない場合には第1回期日を開けないことになり得るが、手続に非協力的な被告の場合でも第1回期日を指定できるようにする必要がある。これに対し、一応の期日を指定しつつ、原告と裁判所も可能な選択肢を示して被告が別の日を選択できる余地を残す、あるいは、被告からも候補日時を示すことにより、両当事者の都合の良い日時に期日を指定するなどの方策が考えられる。

(二) 被告の応訴態度が明らかでないあるいは応訴が形式的なものになることが明らかな状況において、第1回期日からテレビ会議を利用する方法

第1回期日で双方の主張内容を実質的に確認し、その後の審理計画を実質的に話し合う場にすることが望ましいことから、第1回期日は今後の進行の振り分けをする期日とする。そして、被告の応訴が形式的な三行答弁をすることが明らかな場合には、なるべく前倒しして簡単に済ませることとし、そのために出廷する必要がないと考えるのであれば、テレビ会議やウェブ会議を活用することもあり得る。

これに対し、①テレビ会議やウェブ会議をどこで開催するか、②本人訴訟の場合、代理人の事務所がないから、裁判所以外にもウェブ会議等を行える場所を設ける必要があるのではないか(例えば、公民館、役所、消費生活センター、小学校など)、③被告が欠席した場合

であっても、原告がテレビ会議やウェブ会議に参加している場合には、原告が期日に出頭したことにして欠席判決をすることができるか（被告の応訴がない場合に口頭弁論を開かずに既判力のある認容判決ができるか）、④被告の意思が明確でないのに期日を前倒しすることにより、被告の裁判を受ける権利を侵害する状況は避けるべきであるなど、被告の防御権の保障に関わる問題点ないし課題が指摘されている。

## 2 期日指定の方法

ファックス等により候補日時に○又は×をつけて調整する現状は、手間がかかり、多数当事者間で行うことが困難である。そこで、応訴の意思表示が困難な当事者に対しては、IT化により応訴をしやすくする観点から、システム上、「請求を棄却する」「追って主張する」という各項目にチェックを入れて提出すれば答弁したことにするなど、分かりやすい応訴の方法が検討されている。

これに対し、①なるべく多くの場所からつながるようにすべき、②セキュリティの在り方によっては、ソフト又はハードを参加者側の端末に設置することも考えられる、③どのような場所に、どのようなセキュリティが、どこまで必要か、④スマートフォンで参加者の映像を送受信できる場合には、スマートフォンで参加することを除外する理由はない、⑤電話会議について、現行民事訴訟法上は一方当事者は必ず裁判所に出頭しなければならないとされているが（同法170条3項但書）、これを双方当事者が出頭しなくてもよいと規定することは可能か（例えば、裁判官室のパソコンのSkypeで双方当事者と電話会議ができるということになれば、必ずしも事前の期日指定を要さず、随時電話会議で手続を進行させることが可能となる。）、⑥証人尋問（同法204条）だけでなく、

弁論もテレビ会議でできるように条文を改正するだけでよいかなど、セキュリティ、システム及び法改正に関わる問題点ないし課題が指摘されている。

この点、裁判外のADR（全国銀行協会のADR等）では、協会側で用意したモバイル端末を当事者が自宅に持って行き、そこで聴取することが行われていることが参考になる。

## 八 答弁書・準備書面等の提出

### 1 答弁書等のオンライン提出の方法

答弁書・準備書面等についても、電子情報を裁判所のシステムにアップロードして提出する方法により、オンライン提出に一本化することが検討されている。

具体的には、訴状の請求の趣旨や請求の原因の各項目について、それぞれに○又は×などの提示がされていて、それに対して個別に回答していくような答弁書のシステムが考えられている。また、「請求を棄却する…を求める」、「請求原因事実は争う」、「追って反論する」という答弁書も想定されるので、準備書面についても答弁書と同様のフォームを考える必要がある。

### 2 オンラインでの直送及び受領証明等

裁判所のシステムが構築されるまでの過渡的な措置として、到達確認の確保等の必要な措置を講じたうえで、電子メール等を用いた直送を速やかに導入することが検討されている。問題は、電子メールで直送する場合における到達確認や誤送信への対応である。

この点、韓国では、訴訟係属後の準備書面等の送付について、訴状と同様、サーバーにアップロードされた時点で提出、被告がシステムに

アクセスして記録を閲覧した時点あるいは被告に電子メールを送信した日から1週間が経過した時点（被告が実際にファイルを閲覧したか否かを問わない）で受領という取扱いがなされていることが参考になる。

## 九 おわりに

裁判手続等の全面IT化に向けたプロセスとして、「3つのe」の検討・準備を同時並行でかつ迅速に進めることが望ましいといえるが、課題や環境整備等に即して段階を3つのフェーズに分け、順次新たな運用を開始していくというアプローチが採られる。とりわけ、e提出(e-Filing)は、最終段階である《フェーズ3》において、関係法令の改正とともに、システム・ITサポート等の環境整備を実施したうえで、オンライン申立てへ移行することなどが予定されている。現在、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ、法曹実務家による模擬裁判の実施など、IT化された訴訟の実務的検討・検証が行われているところであり、e提出(e-Filing)の運用が開始されるのは2022ないし2023年度中になる見込みである。

以上  
(神谷 延治)

(参考文献)

- ・ 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－『3つのe』の実現に向けて－」（平成30年3月30日）
- ・ 同検討会「取りまとめの要旨」
- ・ 最高裁判所「民事訴訟とIT化の現状と将来 真に望ましい裁判手続のIT化の姿を求めて」(平成29年10月30日)(裁判手続等のIT化検討会(第1回)資料3)
- ・ 内閣官房日本経済再生総合事務局「裁判手続等のIT化検討会 議事要旨」(第2回～第5回)
- ・ 同事務局「前回のご指摘概要と検討事項」(平成29年12月1日)(裁判手続等のIT化検討会(第2回)資料1)
- ・ 平岡敦「裁判手続等のIT化に関して弁護士から見た課題」(平成29年12月1日)(裁判手続等のIT化検討会(第2回)資料3)
- ・ 平岡敦「韓国における裁判手続等のIT化進展状況」(平成29年12月1日)(裁判手続等のIT化検討会(第2回)資料4)
- ・ 杉本純子「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」(裁判手続等のIT化検討会(第2回)資料5)
- ・ 同事務局「裁判手続等のIT化の検討にあたって考えられる論点整理案」(平成29年12月27日)(裁判手続等のIT化検討会(第3回)資料1)
- ・ 同事務局「民事訴訟の手続段階ごとに見たIT化の視点(その1)－訴状の提出から第1回口頭弁論期日まで－」(平成30年1月26日)(裁判手続等のIT化検討会(第4回)資料1)
- ・ 日本弁護士連合会「民事裁判のIT化」『自由と正義』第69巻第11号(2018年11月号)9-38頁

---

(注1) 事件記録が移動した際に原裁判所で記録を使用できない、合議の場合は複数の裁判官で同時に事件記録を参照することになる、裁判所支部

に事件記録がある場合には閲覧等が容易でないという弊害が指摘されている。

- (注2) オンライン提出に対応できない当事者に対しては、紙の電子化やオンライン提出に代行するサービスを提供すること(司法協会等有償でPDFにするなど)が前提とされる。
- (注3) 裁判所にとっても、電子情報と紙の両方で事件を管理すると負担が大きくなるが、電子情報に一元化すれば、複数の人が同時に閲覧できるため、手続間で情報を共有したり、合議事件で複数の裁判官が同時に訴訟記録を参照できるうえ、電子文書であれば検索可能性が高まるので、裁判官が他の事件を参考にしつつ判決を起案したり、争点整理の際に参考情報を得やすくなるなどの利点がある。
- (注4) 電子情報を訴訟記録として保管することについては、法律上の手当が必要となる。
- (注5) 裁判を受ける権利の保障の観点より、電子情報以外は提出できないということではない。
- (注6) 特許庁では、1990年12月に電子情報システム(ペーパーレスシステム)を実現し、2010年4月に「電子出願をインターネット出願に一本化」した。また、「紙出願の書類も受付時に電子化することで、出願書類のほぼ全てを電子的に処理」している(特許庁『特許庁の情報システムの概要』)。
- (注7) Green Filing California LLC. 「E-Filing Tutorials」(<https://legalefile.com/tutorials/>)
- (注8) 代理人確認の方法は、弁護士会認証又は裁判所認証による。
- (注9) 総務省は、行政手続のデジタル化の推進をうたう政府の基本方針の下、契約や行政手続をインターネットで円滑に進めるため、「電子委任状」の具体化を始めた。電子委任状普及促進法(2018年1月施行)に基づく措置であり、今後、税務、証明書の申請・交付など様々な場面で電子委任状の活用が広がることが想定されている(『日本経済新聞』2018年6月26日朝刊参照)。
- (注10) Government of Singapore 「eLitigation」([https://www.elitigation.sg/\\_layouts/IELS/HomePage/Pages/Home.aspx](https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/Home.aspx))

本田正男「シンガポールにおけるIT化事情」『自由と正義』（2018年11月号）32-34頁、「民事裁判にIT化の波 最先端シンガポールを追う」『日本経済新聞』（2018年7月2日朝刊）参照

- (注11) 同じような理由で何度も繰り返される再審の訴えなど、現行法上も濫訴と思われるような訴えは存在するが、そのほとんどが本人訴訟であり、IT化により状況が変わるようなものではないと見る向きもある。
- (注12) 米国では、弁護士が代理人に選任されている場合にはオンラインで申立て等を行うことが義務付けられているところ、CM/ECF（Case Management / Electronic Case Files system）にログインする時に本人確認ができることから、濫用的な訴えが提起された場合には当該弁護士のアカウントが停止されてログインできなくなるうえ、その情報が全裁判所に通達される仕組みになっている。杉本純子「アメリカにおける裁判手続のIT化 - e法廷の現状をふまえて - 」『自由と正義』（2018年11月号）37-38頁参照
- (注13) 当事者の氏名等、事件の内容、訴訟の進行状況（訴状提出・訴訟係属の段階であれば、「提出済み」「送達済み」「送達未了」など）、提出された書面や証拠等の記録の中身を一元的に確認できる階層的なシステムが検討されている。
- (注14) PACER(Public Access to Court Electronic Records)、杉本純子・前掲37-38頁参照
- (注15) 特に本人訴訟の場合、電子送達を行い、訴状が送達された旨の通知をメール等で行っても、確認を怠るあるいは確認を失念したまま放置されることが相当数生じることが懸念される。
- (注16) 「大切なメッセージをインターネット上でやり取りするために日本郵便が提供する『インターネット上の郵便受け』です。日本郵便が会員の本人確認や氏名・住所の確認を必要に応じて行うことで、差出人は、会員本人と安心してメッセージをやり取りすることができます。会員は、自分が選択した差出人からのメッセージのみを受け取り、クラウド上で長期保管することができます。これまで郵便サービスがなくなってきた大切なメッセージをやり取りできるインフラの役割をデジタル分野において

実現することを目指します。)(日本郵政グループ 2016年 1月14日『PRESS RELEASE』)

- (注17) 通知に記載されたURLやQRコードにアクセスする方法など
- (注18) 新阜直茂「韓国における裁判手続等のIT化の実情について」『自由と正義』(2018年11月号) 28-30頁参照
- (注19) あらかじめ電子送達を許容する旨申し出ている当事者には電子送達を行う制度
- (注20) 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(1970年5月28日批准・1970年7月27日発効)
- (注21) 民事訴訟手続に関する条約(1970年5月28日批准・1970年7月26日発効)

---

法律実務研究 第34号

---

2019年3月31日発行

編集兼  
発行者

東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
電話 03(3581)2201(代)

印刷所

株式会社キリシマ印刷

---